

群馬県PFI事業等活用 ガイドライン（要約版）

平成29年3月改定

群馬県総務部総務課

1 目 的

一定規模以上の公共施設等の整備等に当たって、PPP／PFI手法の導入を検討し、効果が見込まれる場合には積極的に活用を図るものとします。

2 ガイドラインの構成

■第1章 PPP(公民協働)による公共施設等の整備運営の考え方

- ・PPP／PFI手法の説明

■第2章 PFIの仕組み

- ・PFIの対象施設、特徴、事業類型等の説明

■第3章 PPP／PFI手法導入検討手順

- ・対象事業、推進体制、検討方法の説明

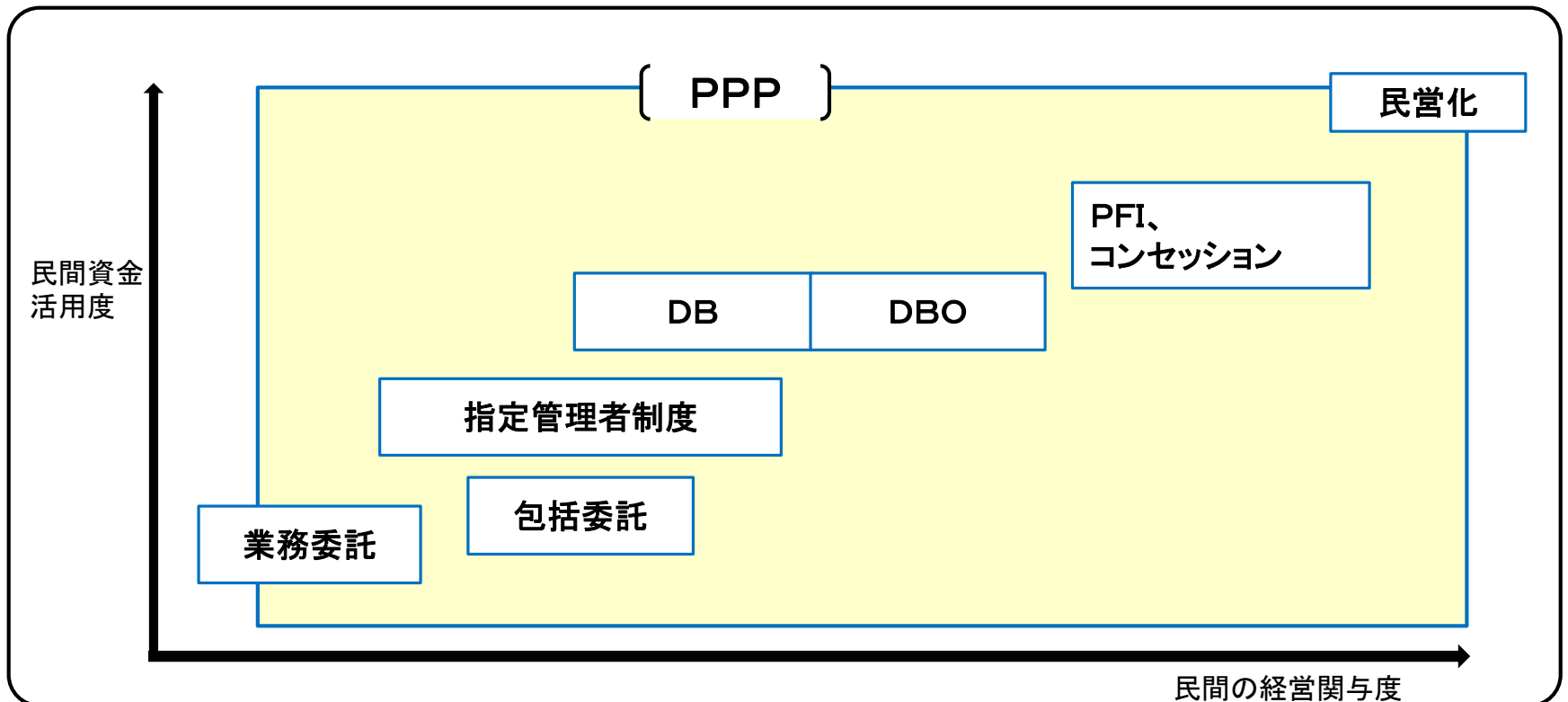
■第4章 PFI事業のプロセス

- ・PFI手法導入の手続(実施方針の策定・公表、特定事業者の評価・選定、民間事業者の募集・評価・選定、契約の締結等)及びその後の手続(モニタリング等)を説明

PPPとは

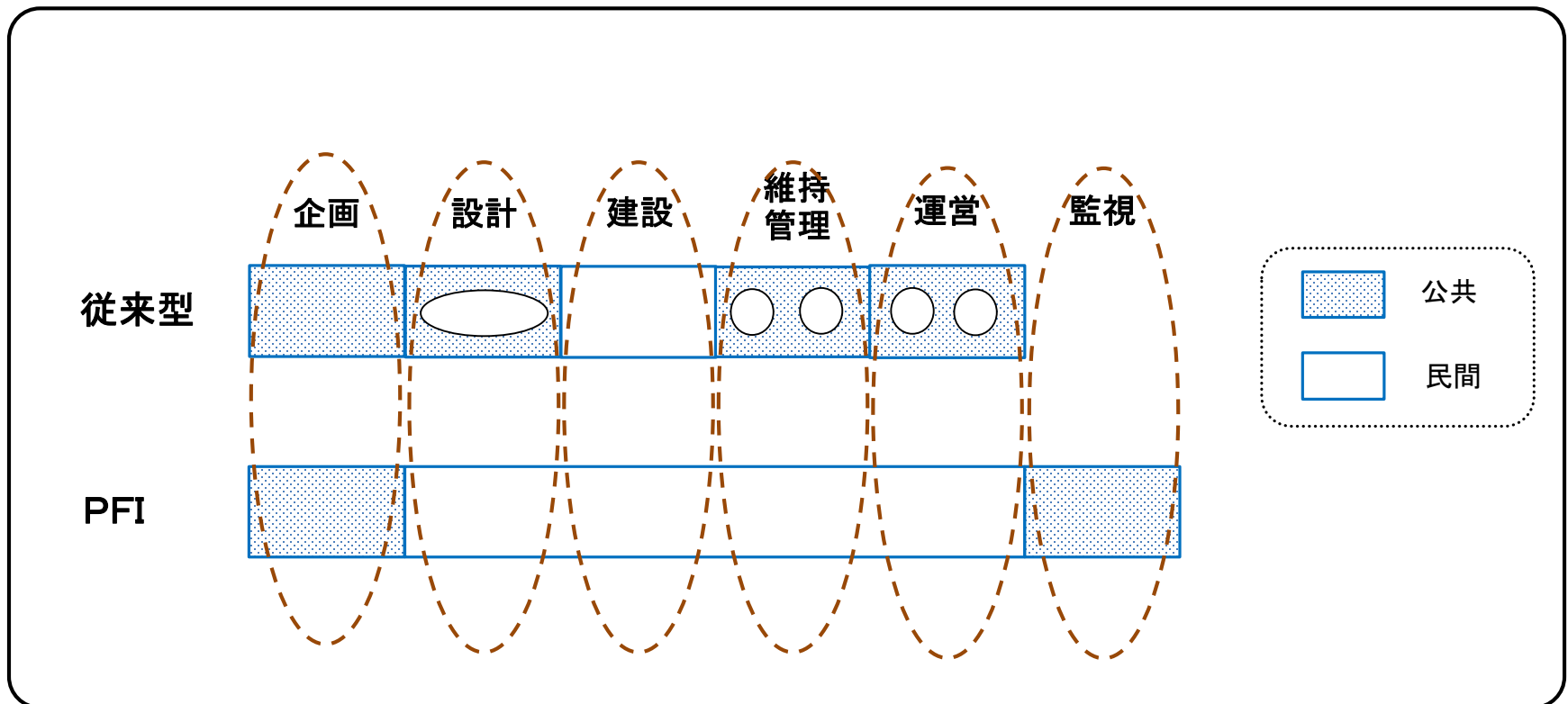
- ・PPP(Public Private Partnership)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。
- ・PPPの中には、PFI、指定管理者制度、公設民営(DBO)方式等の公民連携事業手法が含まれます。

PPPの概念図



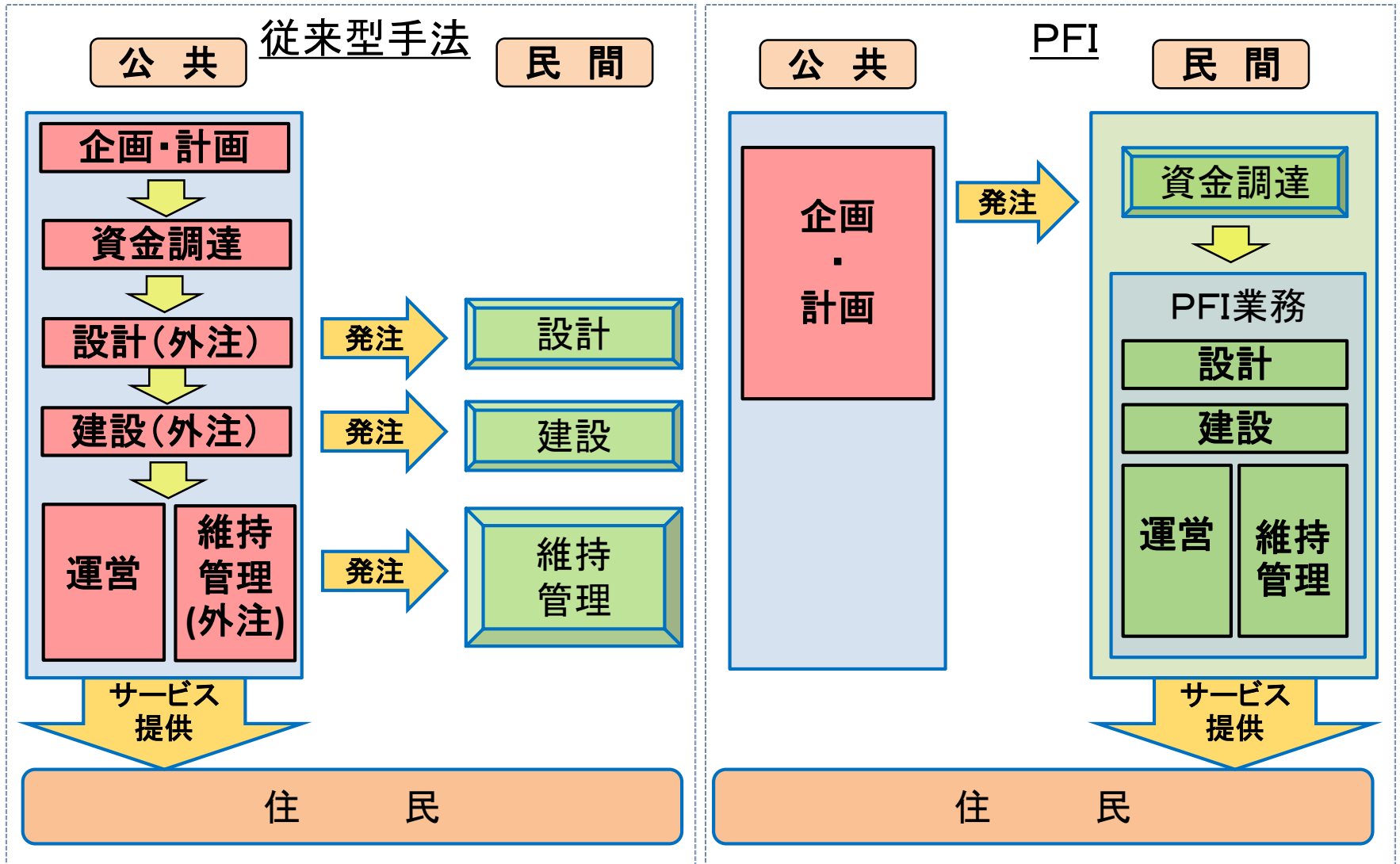
PFIとは

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等について、民間の資金やノウハウを活用し、公共部門が直接実施するよりも効率的かつ効果的に実施する手法です。



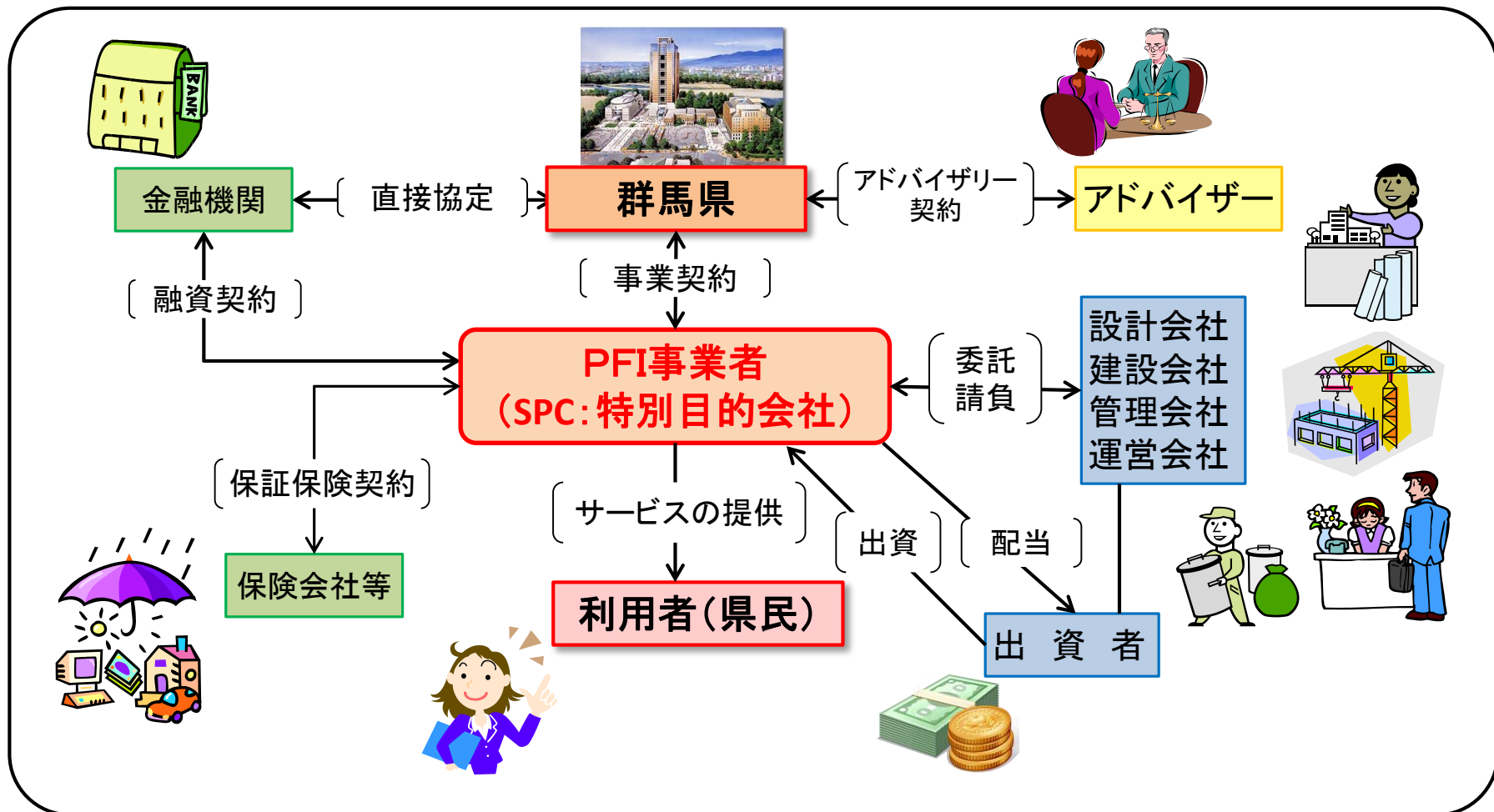
PFIの特徴(一括発注・長期契約)

従来型手法(従来型の公共事業)においては、設計・建設・維持管理・運営について、それぞれを公共(個別に委託)が行ってきましたが、PFIでは、一括かつ長期でPFI事業者任せます。



PFIの特徴(事業スキーム)

SPCという独立した企業を設立し、PFI事業以外のリスクが当該PFI事業に及ばない仕組みをつくり、SPCがコンソーシアムに参加している企業等と工事請負契約や維持管理・運営委託契約を個々に締結し、PFI事業を遂行します。



PFIの主な事業類型

●BTO方式 [Build-Transfer-Operate方式]

〔設計・建設時〕



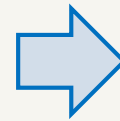
選定事業者が施設を設計・建築し、完工後に公共部門に譲渡



〔維持管理・運営時〕



選定事業者が運営し、公共サービスを提供



〔事業終了時〕



選定事業者の事業終了後、施設の所有権に変化なし

●BOT方式 [Build-Operate-Transfer方式]

〔設計・建設時〕



選定事業者が施設を設計・建築し、



〔維持管理・運営時〕



選定事業者が施設を所有したまま、公共サービスを提供



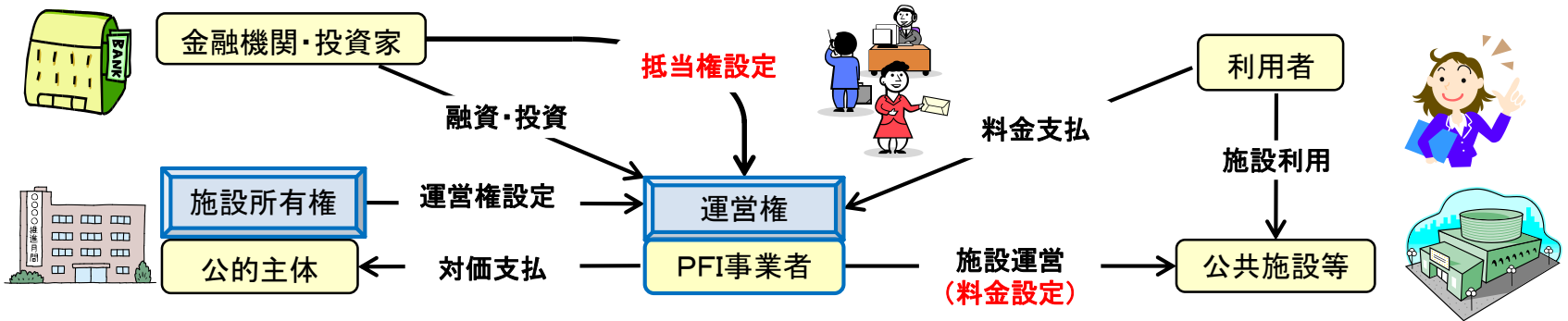
〔事業終了時〕



事業終了後、施設を公共部門に譲渡

公共施設等運営権(コンセッション方式)

平成23年度の法律改正により、公共施設等運営権(コンセッション方式)が導入されました。公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の利用料金の徴収を含む運営権を民間事業者を設定する方式で、既存の施設においても新設の施設においても設定が可能です。



公共施設等運営権(コンセッション方式)のメリット

公的主体

- 事業者から対価を徴収することにより、**施設収入の早期回収を実現**
- 事業収支及びマーケットリスクが公的主体から事業者へ移転

事業者

- 運営権を独立した財産権**とすることで、**抵当権の設定等が可能となり、資金調達が円滑化**
- 自由度の高い事業運営が可能**
- 運営権の取得に要した費用は減価償却が可能

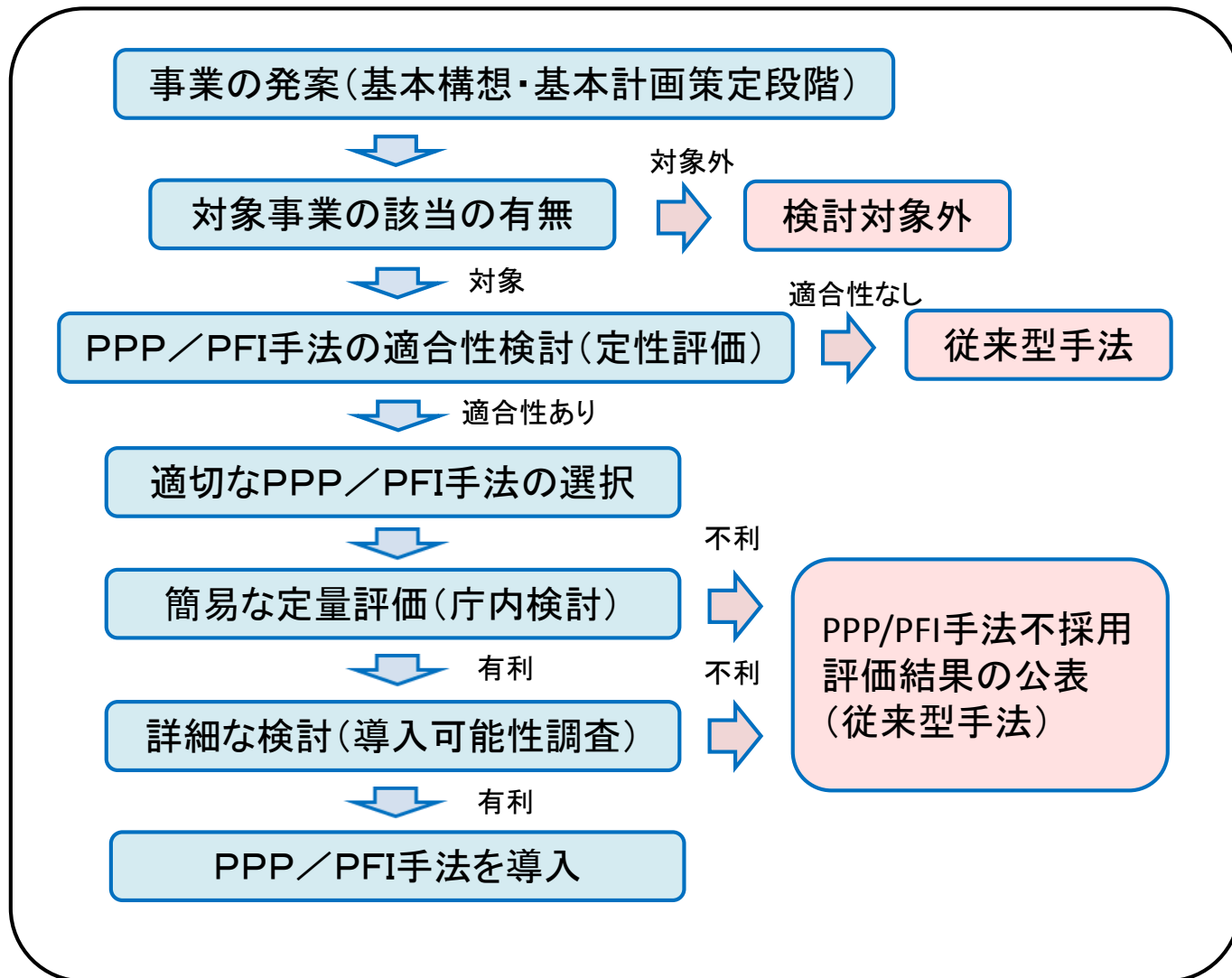
金融機関 ・投資家

- 運営権への**抵当権設定が可能となり、金融機関の担保が安定化**
- 運営権が譲渡可能となり、**投資家の投資リスクが低下**

施設利用者

- 事業者による自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズを反映した**質の高い公共サービスが提供**

PPP／PFI手法導入検討手順



対象事業

1 検討の対象事業

次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- ① 建設、製造又は改修費(運営費を除く。)が10億円以上の公共施設整備事業
- ② 単年度の運営費が1億円以上の公共施設整備事業(公共施設等の運営の見直しを行う場合等に限る。)

2 対象事業の例外

- ① 指定管理者制度など既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ⑤ 民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等のインフラ整備事業等(有料道路等を除く。)

3 検討の開始時期

検討の開始時期は、新たに公共施設等の建設、改修等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合や公共施設等の運営等の見直しを行う場合など

PPP／PFI手法の適合性検討(定性評価)

PPP手法の適合性検討

- ・民間の参入が見込まれる事業か
- ・民間のノウハウを活用して創意工夫できる範囲が広い事業か
- ・民間に任せられる事業か
- ・民間に期待する成果が明確な事業か
- ・国や他の地方公共団体が導入している事業か

PFI手法の適合性検討

- ・初期投資の比率が少ない事業か
- ・設計・建設・維持管理・運営を一括して発注できる事業か
- ・資金調達の条件が不利にならない事業か
- ・時間的余裕がある事業か

適切なPPP／PFI手法の選択

PPP／PFI手法

民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

◇指定管理者制度

公共施設等の維持管理・運営等を、地方公共団体の指定する者(指定管理者)が代行する制度

◇包括的民間委託

公共施設等の維持管理等を複数年契約で委託し、さらに、業務運営内容を受注者に委ねる「性能発注」により一連の業務を委託するもの

◇PFI(公共施設等運営方式(コンセッション方式))

利用料金の徴収を行う公共施設等について、公共施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

◇PFI(BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式

◇DBO方式(Design Build Operate)

民間事業者に設計(Design)、建設(Build)及び運営(Operate)を一体的に委ね、資金の調達については、県が行う方式

◇ESCO事業

民間資金を利用して既存施設の設備等の省エネルギー改修を実施し、光熱水費の削減分により、公共(施設所有者)と民間(ESCO事業者)の利益を生み出す事業

民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

◇PFI(BT方式(Build Transfer))

民間事業者が施設を建設(Build)し、施設完成直後に施設の所有権を県に移管(Transfer)する方式

◇DB(Design Build)

民間事業者に設計(Design)、建設(Build)を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については県が行う方式

簡易な定量評価（庁内検討）

簡易な定量評価とは、**専門的な外部コンサルタントに委託せず**に、施設所管所属において、候補とされたPPP／PFI手法の適否を検討します。

自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP／PFI手法を活用した場合との間で、費用総額比較（VFMの算定）を行います。

VFMの算定は、「PPP／PFI手法簡易定量評価調書」や国土交通省の「VFM簡易算定モデル」等を活用します。

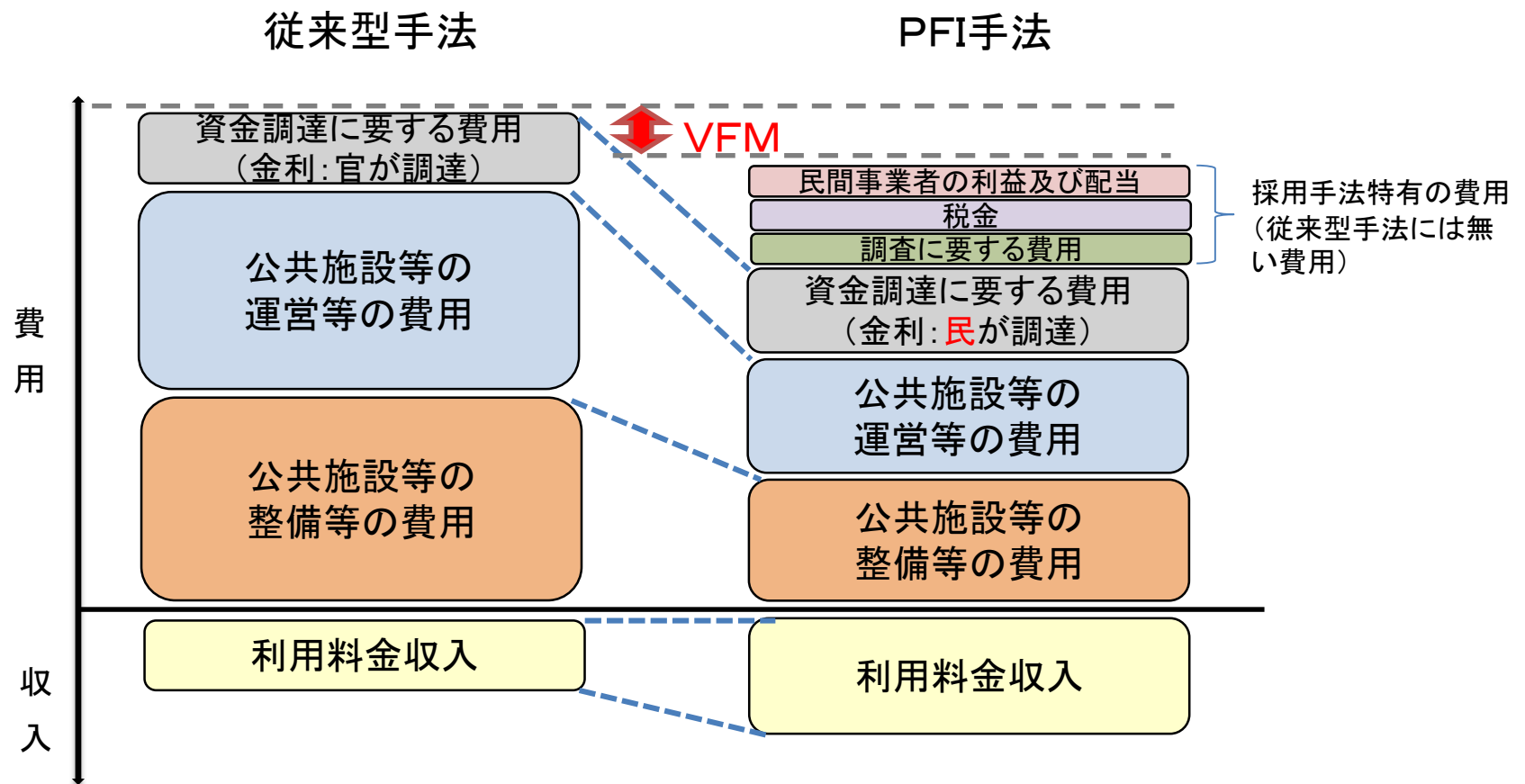
【費用総額比較で考慮すべき項目】

- ・公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ・公共施設等の運営等の費用
- ・民間事業者の適正な利益及び配当
- ・調査に要する費用
- ・資金調達に要する費用
- ・利用料金収入 等

VFMとは

VFM(Value For Money)とは、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。

従来の方式と比べてPPP/PFI手法の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。



詳細な検討(導入可能性調査)

詳細な検討(導入可能性調査)は、**専門的な外部コンサルタントの活用**等により、VFM評価やリスク分担など多方面から検討を行い、PPP/PFI手法導入可能性の可否を総合的に判断します。

簡易な定量評価において、PPP/PFI手法導入が**適当とされた場合は、コンサルタントへの調査委託費の予算要求**を行うなどの対応が必要です。

【調査項目】

- ・民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討
- ・リスク分担の検討
- ・事業スキームの検討
- ・VFM評価(従来型手法と採用手法の費用総額の比較)
- ・民間事業者等参画可能性の調査 等

評価結果の公表

簡易な定量評価(庁内検討)又は詳細な検討(導入可能性調査)において、**PPP/PFI手法の導入が適しない**と評価した場合、導入しないこととした旨及び評価内容を**インターネット上で公表**します。

PFI事業推進体制

